



えっ、カードが勝手に解約された？

クレジットカードに関する相談が寄せられました。

問合 消費生活センター(ステーションNビル3階) ☎753・5555

相談

携帯電話ショップでスマートフォンの機種変更をした際、店員からクレジットカード(以下「カード」という)を作らないかと勧誘された。バーコード決済が使える、ポイントも多くもらえると言われ、カードを申し込んだ。利用代金は銀行口座からの自動引き落としだが、残高不足の時は、後日はがきで送られてくる振込用紙で支払った。ただ、支払期限に間に合わず期限を過ぎて振り込んだこともあった。カード会社から送られてくる振込用紙には「カードの利用を制限している」と書かれていたこともあった。先日、スーパーでカードを使おうとしたが使用できなかったためカード会社に問い合わせると「そのカードは解約されている」と言われた。自分でカードを解約した覚えはない。

相談者はカードを解約された理由を教えてもらえなかったため、センターからカード会社に問い合わせると、利用代金の支払いに度重なる遅延が発生したため、強制解約になったと分かりました。相談者には、支払い催告の通知も来ており、カード会社が総合的に判断し、解約となったようです。

「クレジット」は消費者の「信用」を元にカード会社に代金を立て替えてもらい、後から払う仕組みです。カード会社の会員規約では支払いが遅れるとカードの利用制限や利用停止が取られ、滞納が一定期間続くと強制解約されます。強制解約されると残債が一括請求され、信用情報機関に事故情報が記載されます。事故情報により新たなカードが作れなかったり、ローンの審査が下りなかったりします。

カードは正しく利用すれば便利な決済手段です。消費者には守らなければならないルールがあるので気を付けましょう。



健康相談



池田市歯科医師会 検索



歯科医院には定期的にかかっています。後期高齢者になり大阪府後期高齢者医療広域連合から無料の歯科健診の案内状が届くようになったのですが、こちらを受診した方がいいですか？



受診をお勧めします。案内状の後期高齢者医療歯科健康診査では、日常の歯科診療ではあまりなじみのない飲み込み能力(嚥下機能)や舌・口腔機能評価といった検査項目もチェックします。口の機能の衰えは自覚しにくいいため、問題がある場合は早期に対応して、一生自分の口で食べられるようにしましょう。歯科医師会に入会している歯科医院で、上記の健康診査を年に1度無料で受診することができます。虫歯や歯周病もチェックしますので、普段歯科健診を受けていない方にはなおさらお勧めします。